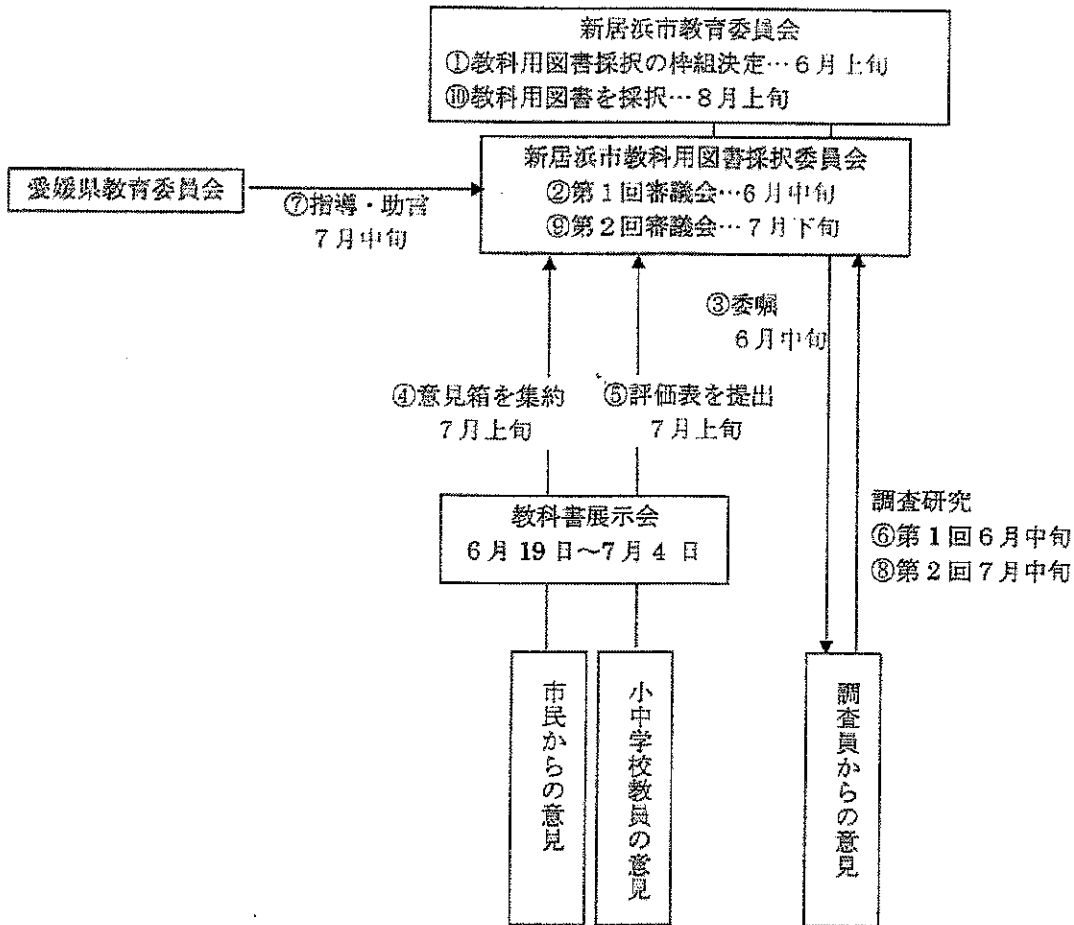


採択手続きに関する資料集(新居浜市教委 2015 年度)

2015 年度の採択資料(公文書)の中から、不可解な育鵬社版採択に関するものを抜き出し、採択の重要ポイントと不可解な育鵬社版採択の原因と思われる点などを赤字枠でコメント(注)しています。

①資料 第1回新居浜市教科用図書採択委員会の配布【資料1】5頁より

新居浜市教科書採択の流れ及び日程



- ① 新居浜市教科用図書採択の枠組を決定する。(6月定例教育委員会)
- ② 第1回新居浜市教科用図書採択委員会(以下採択委員会という)を開き、採択方法、日程、調査員等の確認を行う。(6月中旬)
- ③ 教育委員会より調査員を委嘱する。(6月中旬)
※「採択委員会」、「調査員」については、別紙「市教科用図書採択委員会設置要綱」参照
- ④ 教科書展示会中での市民の意見を集約し、採択委員会に提出する。(7月中旬)
- ⑤ 教科書展示会による教職員の評価表を集計し、採択委員会に提出する。(7月中旬)
- ⑥ 調査員による第1回の調査研究を行う。(6月中旬：全教科の調査員を同一会場にして実施)
- ⑦ 愛媛県教育委員会より採択についての指導・助言を受ける。(7月中旬予定)
- ⑧ 調査員による第2回の調査研究を行う。(7月中旬 方法は第1回と同じ。)
調査員は研究終了後採択委員会に調査結果を送る。
- ⑨ 第2回採択委員会を開き、「市民からの意見」「教員の意見」「調査員の調査結果」を集約する。(7月下旬)
- ⑩ 8月(又は臨時)教育委員会を開催し、採択する教科書を決定する。(8月上旬)

【備考】

・⑥と⑦は県教委の指導時期により入れ替わることがある。

教科書採択における各委員会等の役割

新居浜市教育委員会

- 1 新居浜市として独自に教科用図書採択委員会を設置し、委員を任命又は委嘱する。
- 2 教科用図書採択委員会での人選により、採択委員会調査員を委嘱する。
- 3 教科用図書採択委員会からの報告を基に、愛媛県教育委員会からの指導・援助を踏まえ、採択する教科用図書を選定する。なお採択にあたっては、次の点に留意しなければならない。
 - ① 十分な調査研究期間を確保すること。
 - ② 保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実を図ること。
 - ③ 静ひつな採択環境の確保に努めること。
 - ④ 開かれた採択の一層の推進に努めること。

注1: 調査員選定

公正・公平な調査員の人選が不可欠であるが、それを担保する規定が不存在。

教科用図書採択委員会調査員

- 1 調査の観点に基づき、各教科の教科用図書について調査を行う。
- 2 調査した結果を教科用図書採択委員会に報告する。【様式6-1】

- 【様式1】… 調査員個々の調査結果
- 【様式2】… 調査員個々の出版社ごとの評価のまとめ
- 【様式3】… 各教科ごとの調査員による評価のまとめ
- 【様式6-1】… 各教科ごとの調査員による評価のまとめ(総括)

注2: 非公開の資料

これまでは【様式6-1】しか公開されていなかった。審査請求し、【様式1】～【様式3】も公開された。

小・中学校

- 「学校の評価表」を作成し、教科用図書採択委員会に提出する。【様式4】

保護者・市民

- 教科書展示会において、会場に設置されている「意見箱」に意見・感想等を投函する。【様式5】

新居浜市教科用図書採択委員会

- 1 採択委員会調査員を選定する。
- 2 教科用図書調査員の調査結果、教科書展示会による各学校からの教科用図書調査表、保護者・市民の意見の集約を総括し、新居浜市教育委員会に報告する。【様式6】

注3: 注1と同じ公正・公平な人選の保障の不備。

注4

不可解な育鵬社版採択を追及するための法令を活用

新居浜市情報公開条例

第1条 この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、市の機関が保有する情報の公開に関し必要な事項を定め、市が市政に関し市民に説明する責務を全うすることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し、もって公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

公文書等の管理に関する法律

第1条 この法律は、…公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

③資料 第1回新居浜市教科用図書採択委員会の配布【資料1】7頁より

新居浜市教科用図書採択基準

- 1 教育の目的に一致していること
内容は、教育基本法に定める教育の目的及び方針などに一致しており、また、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び教育の目標に一致していること。
- 2 教育の目標に一致していること
内容は、学習指導要領に示されている当該教科の目標に一致していること。
- 3 教育的にみて公正であること
内容は、政治や宗教について、その取り扱いが公正で、特定の政党や党派又はその主義や信条に偏ったり、それらを非難したりしていないこと。
- 4 児童・生徒の実態や地域性を考慮すること
採択に当たっては、児童・生徒の心身の発達段階並びに児童・生徒の生活や経験及び地域性を考慮すること。
- 5 様々な角度から総合的に比較検討すること
採択に当たっては、採択の対象となる全教科用図書について、その内容の選択、程度、組織・分量、学習指導への配慮、造本などを十分研究し、小学校、中学校、高等学校における教育の内容や学習指導上の関連も考えあわせて、総合的に比較検討した結果に基づくこと。

④資料 第1回新居浜市教科用図書採択委員会の配布【資料1】8頁より

新居浜市教科用図書の基本的な調査要素

- A 内容の選択
内容は、学習指導要領に示されている当該教科の目標及び学年の目標を達成するのに適切であり、かつ、教育的にみて、公正なものが選択されているか。
- B 内容の程度
内容は、小学校、中学校、高等学校の教育の一貫性が考慮され、当該学年の児童・生徒の心身の発達段階に適切しているか。また、児童・生徒の生活や経験及び地域性などに対して配慮されているか。
- C 組織・分量
組織及び分量は、適切に配慮されているか。
- D 学習指導への配慮
教科の特性に応じ、効果的な学習指導への配慮がされているか。
- E 造本その他
版型、分冊、印刷、製本、その他は、適切であるか。

注5: 子どもの学習権を保障する調査要素・採択基準ではない

学校教育の主体は子どもたちである。子どもの学習権を保障する教科書を選定・採択する義務が、教育委員会にある。ゆえに、子どもの学習権を保障する観点に基づく選定・採択の「調査要素・採択基準資料」を整備する必要がある。③④は、その観点から考察すると多くの問題がある。

⑤資料 第1回新居浜市教科用図書採択委員会の配布【資料1】2頁より

新居浜市教科用図書採択委員会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択に関し、調査審議し、その適正を期するため、新居浜市教科用図書採択委員会（以下「採択委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 採択委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、その採択に関し審議し、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 採択委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 新居浜市立小中学校の校長及び教員
- (2) 新居浜市立小中学校の保護者
- (3) 学識経験者
- (4) 新居浜市教育委員会事務局の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

注6:事務局職員が委員に(4)で事務局職員(3名)が採択委員となっている違法がある(注7参照)。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱された日から当該日の属する年度の8月末日までとする。

(役員)

第5条 採択委員会に、委員長1人、及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって、これを定める。

3 委員長は、採択委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 採択委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

(調査員)

第7条 採択委員会に調査員を置く。ただし、前回の採択から新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がない場合においては、これを置かないことができる。

2 調査員は、教科用図書に関し、専門的な調査研究を行なう。

3 調査員は、新居浜市立小中学校の校長及び教員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(事務局)

第8条 採択委員会の庶務は、学校教育担当課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、採択委員会で定める。

注7 違法な委員選任要綱(採択の公正確保違反)

「戦前の反省にもとづく採択制度」から教育専門的知識のない一般行政職員が、教育内容にかかわることは、教育への不当な介入・教育の自立性に抵触する。

平成27年度

新居浜市教科用図書採択委員会委員名簿

氏名	所属団体	備考
柴 博 文	小学校校長会	第1号委員
小 西 裕 久	中学校校長会	第1号委員
永 井 和 弘	中学校教頭会	第1号委員
永 島 繁 成	PTA連合会	第2号委員
渡 邊 誠 一	PTA連合会	第2号委員
合 田 晋 一 郎	PTA連合会	第2号委員
長 橋 智 明	運動指導教員	第3号委員
木 村 和 則	教育委員会事務局	第4号委員
長 崎 秀 明	教育委員会事務局	第4号委員
高 橋 良 光	教育委員会事務局	第4号委員

平成 27 年度教科用図書の調査結果総括の流れ

【調査員】

- ① 教科用図書を、出版社ごとに評価要素にしたがって調査する。(様式1) → ⑦資料
- ② 様式1をもとに、出版社ごとに評価要素ごとの評価、総合評価を行う。(様式2) → ⑧資料
- ③ 3人の調査員の調査結果を集計し、出版社ごとに評価要素及び総合評価について最終判定を行う。(様式3) → ⑨資料
- ④ その結果を調査結果の総括(様式6-1)に転記する。→ ⑩資料

【学校の評価表】

- ① 各学校から提出された学校の評価表(様式4)を検討し、各教科ごとに、全学年を通して1社を決定する。
- ② 出版社ごとに、1位…〇校、2位…〇校と集計する。→ ⑭資料
- ③ その結果を調査結果の総括(様式6-1)に転記する。→ ⑮資料

【保護者・市民の意見】

- ① 教科書展示会で出された意見(様式5)を集約し、その結果を調査結果の総括(様式6-1)に文書で転記する。

【採択委員会の総括】

- ① 採択委員会委員は採択委員会を開き、上記の資料をもとに協議し、所見をつけて最終評価を行う。(様式6) → ⑰資料
- ② 資料として調査員の教科ごとの調査結果一覧表を作成しておく(様式7) → ⑱資料

【教育委員会の採択】

教育委員会は、採択委員会から提出された総括結果(様式6)をもとに、全委員で協議し、最終的に採択する教科用図書を決定する。

注8: 教科書の調査資料の作成の手順

②資料「教科書採択における各委員会等の役割」、⑤資料「新居浜市教科用図書採択委員会設置要綱」、⑥資料「平成27年度教科用図書の調査結果総括の流れ」、⑪資料「教科書展示会について」、⑯資料「市民からの意見についての集約」などを参照。